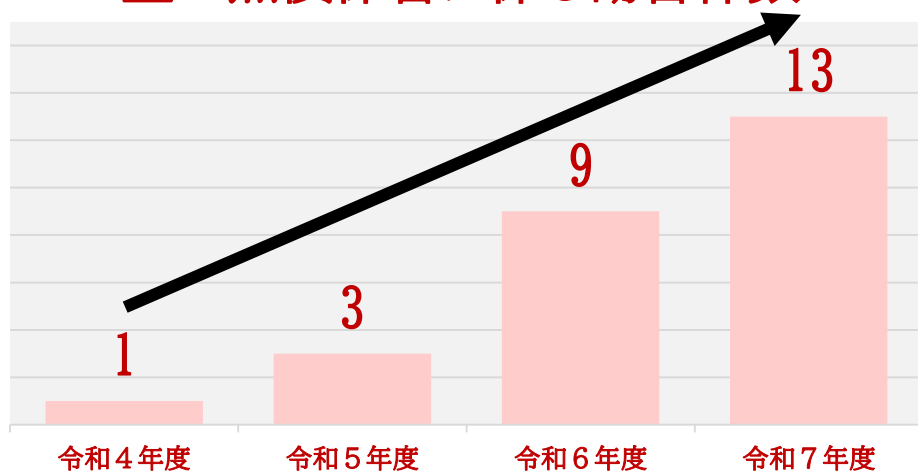


公正取引委員会と 中小企業庁は、 型の無償保管について、 監視を強化しています——

型の無償保管に係る勧告件数



※令和7年11月13日現在

中小受託事業者に製造を委託している
事業者の皆様は、発注先に無償で型等を
保管させる、型等の棚卸作業をさせると
いった商慣習を見直してください

～自発的申出について～

社内調査などによって、
取適法に違反する行為を
発見した場合には、公正取
引委員会又は中小企業庁
に自発的申出を行うこと
を検討してください。



公正取引委員会



中小企業庁

本リーフレットは、公正取引
委員会HPの「よくある質問
コーナー(下請法)Q46」をも
とに作成しています。詳細は
HPを御確認ください。

Check →



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



中小受託事業者が型等を
無償で保管するのが当然
だと思っていた…

中小受託事業者からの請求
がなければ、保管費用を支払
う必要はないと思っていた…

■ Q1

「型等」とは具体的にどのようなもの
が該当するのですか。

- 金型、木型、治具、検具、製造設備等
が該当します。

■ Q2

どのような場合に違反となりますか。

- 次の事情があるのに型等を無償で
保管させた場合は違反となり得ます。
 - 1 部品等の発注を長期間行わない
 - 2 中小受託事業者が型等の廃棄や引
取り等を希望している
 - 3 委託事業者が次回以降の具体的な
発注時期を示せない
 - 4 型等の再使用が想定されていない

■ Q3

委託事業者以外が所有する型等につ
いては、無償保管は問題とならないの
でしょうか。

- 委託事業者以外が所有する型等で
あっても、委託事業者が当該型等を
事実上管理している場合には、違反
となり得ます。
例えば、中小受託事業者が所有して
いる型等であっても、その廃棄等に
委託事業者の承認を要する場合には
問題となり得ます。

■ Q4

委託事業者に保管させている型等の
稼働状況を常に把握することは、中小
受託事業者にも過大な負担となるので
すが、どうすればよいですか。

- 委託事業者と中小受託事業者の間
で協議の上、年度ごとに、保管させて
いる型等を用いる部品等の発注状況
を確認し、保管期間に応じた保管費
用をまとめて支払うことも許容され
ています。

委託事業者が、中小受託事業者に対し、型等を無償で保管させることは不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがあります。 中小受託事業者に型等の保管を依頼する場合、委託事業者は、中小受託事業者と協議の上、**保管期間中に発生した保管費用を支払う必要があります。**また、型等を廃棄・回収するか、保管を継続するかについても、**中小受託事業者と協議する必要があります。**

